

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	汚染土壌処理業の許可		
根拠法令及び条項	土壌汚染対策法第22条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ・土壌汚染対策法第22条第1項、第2項及び第3項 ・汚染土壌処理業に関する省令 第4条 以上は、別紙のとおり。		
審査基準 設定年月日	平成26年12月19日	審査基準 最終変更年月日	平成26年12月19日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して60日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年12月19日	標準処理期間 最終変更年月日	平成26年12月19日
所管部署	環境部 環境保全課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

土壤汚染対策法

**第二十二條** 汚染土壤の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壤処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壤処理施設の設置の場所
- 三 汚染土壤処理施設の種類、構造及び処理能力
- 四 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- 五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 汚染土壤処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ハ 法人であって、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

## 土壤汚染処理業に関する省令

第四条 [法第二十二條第三項第一号](#) の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壤処理施設に関する基準

イ 汚染土壤処理施設が第一条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。

ロ 申請書に記載した汚染土壤の処理の方法に応じた汚染土壤処理施設であること。

ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。

ニ 汚水、汚染土壤の処理に伴って生じた気体、汚染土壤処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 汚染土壤処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準(次条第十三号イにおいて「排水基準」という。)に適合させるために必要な処理設備

(イ) [排水基準を定める省令](#) (昭和四十六年総理府令第三十五号) [第二条](#) の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が[同令](#) 別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度([水質汚濁防止法第三条第三項](#) の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。

(ロ) [ダイオキシン類対策特別措置法施行規則](#)（平成十一年総理府令第六十七号）[第二条第一項第二号](#)

に規定する方法により測定した場合における測定値が[同令](#) 別表第二の下欄に掲げる許容限度（[ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項](#)の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。

(2) ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定するための設備

チ 排出水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排出水の水質を[下水道法施行令](#)（昭和三十四年政令第四百七号）[第九条の四第一](#)

[項](#) 各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準（[下水道法第十二条の二第三項](#)の規定により[同令第九条の五第一項](#) 各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十四号イにおいて「排除基準」という。）に適合させるために必要な処理設備

(2) [下水道法施行令第九条の四第二項](#) の国土交通省令・環境省令で定める方法（次条第十四号ロにおい

て「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備

リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。

ヌ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は[大気汚染防止法施行規則](#)（昭和四十六年厚生

省・通商産業省令第一号)別表第三の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は[同令](#) 別表第三の二の備考に掲げる式により算出された量とする。

- (1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム
- (2) 塩素 三十ミリグラム
- (3) 塩化水素 七百ミリグラム
- (4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム
- (5) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム
- (6) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり十立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、三百五十立方センチメートル)

## 二 申請者の能力に関する基準

- イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。
- ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。
  - (1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者
  - (2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者
    - (イ) 大気の汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者
    - (i) [技術士法](#) (昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として大気管理を選択した者に限る。)

(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号) [第七条第一項第一](#)

[号](#) に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令[第二百六十四号](#))別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。)

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行[規則](#) (昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林

省・通商産業省・運輸省令[第三号](#))別表第三に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者

(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ロ) 水質の汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者

(i) [技術士法](#) による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として水質管理を選択した者に限る。)

(11) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律[第七条第一項第一号](#) に規定する公害防止管理

者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の五の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)

(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行[規則](#) 別表第三に規定する水質概論及び水

質有害物質特論の科目に合格した者

(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあっては、特定工場における公

害防止組織の整備に関する法律[第七条第一項第一号](#)に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特

定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の十二の項の下欄に規定する者に限  
る。)又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則 別表第三に規定するダイオキシ  
ン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者

ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的  
基礎を有すること。

ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。